

○三重県市町村職員共済組合事務処理の標準処理期間に関する要綱

〔令和6年8月1日
施 行〕

（目的）

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第6条の規定に基づき、三重県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の事務処理にかかる標準的な期間（全国市町村職員共済組合連合会長期給付事務処理の標準処理期間に関する要綱（平成19年2月22日）に定めるものを除く。以下「標準処理期間」という。）について定めるものとする。

2 標準処理期間は、目安として定めるものであり、組合の事務処理が的確かつ迅速に行われることを目的とする。

（標準処理期間の設定）

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

（標準処理期間からの除外期間）

第3条 次に掲げる期間は、標準処理期間に含まないものとする。

- （1）請求書等（別表の事務処理項目欄に掲げる事務処理を求めために組合に提出されたものをいう。以下同じ。）の不備を補正するために要する期間
- （2）請求書等の提出後に、当該請求書等の提出者（以下「請求者」という。）自らが当該請求書等の内容を変更するために要した期間
- （3）請求書等の提出後に、請求者自らが行わなければならない他の手続きに要した期間

（情報の提供）

第4条 組合は、手続法第9条の規定に基づき、適切に情報の提供を行うこととする。

（その他）

第5条 標準処理期間について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

区分	該当条文等	事務処理項目	標準 処理 期間	備考
組合員の資格関係等	規程 93②	組合員証の交付	14 日	
	規程 95	組合員証の記載事項訂正及び返付	7 日	
	規程 96②	組合員証の再交付		
	規程 100①	組合員被扶養者証の交付	14 日	
	規程 100③	組合員被扶養者証の記載事項訂正返付又は再交付	7 日	
	規程 100 の 2③	高齢受給者証の記載事項訂正返付又は再交付		
	規程 176②	船員組合員証（船員組合員被扶養者証）の交付	14 日	
	規程 176③	船員組合員証（船員組合員被扶養者証）の記載事項訂正返付又は再交付	7 日	
	規程 184①	任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証）の交付	14 日	
	規程 184③	任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証）の記載事項訂正返付又は再交付	7 日	
	令 49 の 6	前納された任意継続掛金の還付	30 日	
短期給付事業	法 58	療養費の支給	30 日	毎月 25 日締切り、翌月 10 日支給
	法 58 の 2	訪問看護療養費の支給		
	法 58 の 3	移送費の支給		
	法 59	家族療養費の支給		
	法 59 の 3	家族訪問看護療養費の支給		
	法 59 の 4	家族移送費の支給		
	法 62 の 3	高額介護合算療養費の支給		
	法 63	出産費及び家族出産費の支給		
法 65	埋葬料及び家族埋葬料の支給			

	定款 36 の 3	埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金の支給				
	法 68	傷病手当金の支給				
	法 69	出産手当金の支給				
	法 70	休業手当金の支給				
	法 70 の 2	育児休業手当金の支給				
	法 70 の 3	介護休業手当金の支給				
	法 72	弔慰金及び家族弔慰金の支給				
	法 73	災害見舞金の支給				
	規程 102	支払未済の給付				
	規程 178	船員組合員の一部負担金の額等の返還				
	法 62 の 2	高額療養費の支給			レセプト受理後、 翌月 10 日支給	
	定款 36	家族療養費附加金の支給				
	定款 36 の 2	家族訪問看護療養費附加金の支給				
	定款附則⑥	一部負担金払戻金の支給			7 日	
	規程 109 ②、④	特別療養証明書の交付、記載事項訂正返付又は再交付				
	規程 110 の 4 の 3③、⑥	特定疾病療養受療証の交付、記載事項訂正返付又は再交付				
規程 110 の 5②、⑤	限度額適用認定証の交付、記載事項訂正返付又は再交付					
規程 110 の 6③、⑤	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、記載事項訂正返付又は再交付	7 日				
保健事業	助成金支給 要綱 別表			任意継続組合員とその被扶養者に対する宿泊施設利用助成券の交付		
	助成金支給 要綱 別表			胃がん・婦人がん・前立腺がん検診助成金の支給		
	助成金支給 要綱 別表	助成金支給要綱 別表				
			30 日	毎月 10 日締切り、 当月 25 日支給		

貯金事業	貯金規則 12	貯金の払出し又は解約	30日	毎月10日締切り、 当月25日送金
貸付事業	貸付規則 11 貸付規程6	貸付金の交付（住宅貸付、災害住宅貸付、災害再貸付及び在宅介護対応住宅貸付を除く。）	30日	毎月10日締切り、 当月25日交付
	貸付規則 11 貸付規程6	住宅貸付、災害住宅貸付、災害再貸付及び在宅介護対応住宅貸付に係る貸付金の交付	60日	
物資事業	物資供給規則 7③	ガソリンカードの発行	14日	

※ 該当条文の略称は、次のとおりである。

法：地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

令：地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）

規程：地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）

定款：三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）

貯金規則：三重県市町村職員共済組合貯金規則（昭和46年三職共規則第6号）

貸付規則：三重県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年三職共規則第7号）

貸付規程：三重県市町村職員共済組合貸付規程（昭和46年三職共規程第1号）

物資供給規則：三重県市町村職員共済組合物資供給規則（昭和44年三職共規則第7号）

助成金支給要綱：保健事業に係る助成金支給要綱（平成3年4月1日施行）